

令和4年度第4回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和5年2月21日（火）10：00～12：00

場所：糸島市役所 1号会議室

役職	氏名	肩書等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	友永 幸	福岡県福岡児童相談所 副所長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム神在 管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所属	氏名	職名
子ども教育部	林 久美子	担当部長
子ども教育部	平野 真也	部長
子育て支援課	山下 千恵子	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	松本 美保	課長補佐
学校教育課	久我 淳	課長補佐
学校教育課	石硯 晃子	係長
学校教育課	上田 暁	係長
子育て支援課	原田 優子	主幹
学校教育課	安部 祐子	主幹

1 開会

出席確認…欠席／石硯係長（事務局）

2 経過報告

（1）会議録 第3回会議録の訂正については主旨が変更とならないようにする

他市町村の表現はアルファベットで標記する

各委員は、2月28日までに訂正について事務局まで連絡する

第3回会議録は、次回委員会（事前配布）で報告する

（2）特別支援学校の子どもの権利アンケート結果

市内の公園への意見は、各委員及び事務局が関連会議等で発言する

福祉サービスに関連する意見は、地域福祉課に情報共有する

（3）その他 子どもの権利委員会及び作成スケジュール（案）

3 協議事項（議事進行：田北委員長）

（1）子どもの権利についての検討

①子どもの権利条約について

【委員長説明】 ユニセフ CRE ハンドブック

➤質疑応答

〈委員長〉 資料のユニセフ CRE ハンドブックは学校現場に配布があったか、使用しているか。子どもの権利に関する取り組みは怎么样了のか。

〈委員〉 学校では、2000年が最大の取り組みの年で今は活動が薄い状況。今年度、小・中学校では子どもの権利に関するリーフレットを配布した。その際、教員に再度確認を行い、保護者へ配布を行った。

〈委員〉 子どもの権利は必要なことと捉えている。学校現場でもその感覚は重要と思っていて、徐々にこれから広がると思っている。

②他自治体の特長について

【事務局説明】 子どもの権利が紹介された条文に関する各自治体の特長

➤質疑応答

〈委員〉 他市町村の権利部分を見ていると、義務と権利が混在していると感じた。例えば、A市の表現で「行動すること」は義務と感じた。しかし、「行動できる」とするならば権利のように感じる。表現は子どもがわかるもので考えていきたい。

〈委員長〉 同感である。権利の遂行に条件はない。誤解のない表現に努めたい。

〈副委員長〉 人権には、「自由権」と「請求権」がある。A市の権利の内容を具現

化すると、授業のコマが必要と思われる表現も見受けられる。授業は義務の感覚が強いので、子どもの権利の文章の表現バランスは重要と思う。

〈委員長〉 言葉使いの配慮は必要と思っている。ここで、各委員から一人ずつ意見をもらいたい。

〈委員〉 子どもの権利は将来の目標であり、指針となるべきものであると考えている。

〈委員〉 B市にあるように、子どもの権利と大人の責務、まちづくりを大事に作りたい。他市町村の資料を見ると、権利救済の内容は学校での出来事が多いと思った。教師や保護者が子どもの権利を学び直し、大人の責務がわかる子どもの権利条例が必要と感じた。

〈委員〉 子どもの権利は基本的なもので、子どもが知って子どもが選ぶことが大切と感じた。諦め感がある子どもが、子どもの権利を知って子ども自身が自信をもったり、意見を言ってよいと行動できるような、子どもの変化が期待できるものと考えていきたい。

〈委員〉 児童相談所の一時保護所等でも子どもの権利は尊重している。しかし、子どもの幸せって何だろうと日々子どもに関わると考えている。すべての子どもが幸せになる子どもの権利条例を楽しみにしている。表現1つ難しいと思うが、今後考えていきたい。

〈委員〉 子どもに意見を聴く形は、どんな形が効果的なのかを考えた。子どもに聴くのならば、生活パターンで分けて聴くといいと考えた。例えば、朝起きた時、登校時、学校生活時、夕方遊ぶ時等のように生活に密着した聴き方ができれば子どもが答えやすいと考えた。

〈委員〉 他市の「〇〇されなければならない」が子どもに難しい言葉の表現と思った。他市の「保障します」が子どもにわかりやすい表現と感じた。内容で気になった点が、C市で社会のルールを教えてもらうといった条文があったが、窮屈なルールの場合もあると思った。ルールの押し付けではなく、意見表明と絡めておかしいルールはおかしいと子どもが意見できるものも必要と思う。

〈委員〉 A市のように子どもの権利の内容が細かいとやる気がある子どもばかりではないので、権利の実行と結びつきにくいと感じた。「〇〇が認められている」といったような、大人や市民に響く分かりやすく、やさしい表現を考えたい。

〈委員長〉 どの市町村の子どもの権利条例をみても、子どもの権利条約に記された権利が全て掲載されているわけではない。入っていないものが大切ではないとも考えていない。全体を網羅すると力強さが弱まったりすると考える。全体を網羅するのではなく、子どもの権利条約の4つ

の原則を手掛かりに構造化していく。その時、4つに分けにくいものや、4つに納まらないものがあれば必要なものとして追加していくことになるだろう。

〈委員〉 4つの原則を基本に検討することは賛成です。

〈副委員長〉 子どもの権利は、子どもの受け取りやすさ、大人の分かり易さが大切で、条約の40条全て加えるとわかりにくいし、多すぎてポイントが薄まる。4つの原則で考えていくことで良いと思う。

〈委員〉 4つの原則には賛成だが、豊かに育つ権利がどう扱われるか心配。豊かに育つ権利は、発達、成長のことなのか、子どもの最善の利益なのか不明確と思う。今後の委員会で議論して決めていきたい。

〈委員長〉 まずは、4つの原則で考えていくことで決めます。

〈委員〉 全員の委員がうなづく

〈委員長〉 4つの原則でも、グループ分けて分けにくいところや分けた理由等今後の協議で検討を進めていく。また、4つの原則以外も必要であれば検討する。子どもたちの声を聴きながら進めていくが、これからは大変な作業になっていく。

* 甲府市の子ども未来応援条例

〈委員〉 紹介理由は、豊かに育つ権利の部分が糸島らしさの参考になると思ったため。

〈委員長〉 豊かに育つ権利は、D市の「自分を豊かにし、力づけられる権利」にも対応している。子どもは、力づけられることが大切で、これはエンパワーメントという。この力は意見表明にもつながるし、子どもへのエンパワーメントを意識すると、本日紹介された応援の言葉もつながって考えていきたい。

【その他】 なし

《協議終了》

5 その他

次回開催について

〈事務局〉 第5回委員会日程 令和5年3月27日10時開会

6 閉会

副委員長から謝辞

12:00